

(法第10条第1項第1号関係)

特定非営利活動法人 なかのとから 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 なかのとから という。

英語表記はNAKANOTO COLORとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部124番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を石川県鹿島郡中能登町井田マ22、石川県鹿島郡中能登町久乃木ち部24番地、石川県金沢市上安原2丁目153番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会に対して、地域活性化に資する事業を行い、社会課題の解消と地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 地域社会の活性化に資する人材育成事業
- ② 地域社会の活性化に資する交流事業
- ③ 地域社会の活性化に資するサービス事業
- ④ 地域社会の活性化に資する普及啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決によって選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	四藤 一成
副理事長	池田 宜貴
同	大島 浩文
理事	山田 卓未
同	北野 千恵美

監事	坂井 さゆり
同	金平 勲

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 8,000 円
正会員会費 12,000 円 (1 年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 4,000 円
賛助会員会費 6,000 円 (1 年間分)
 - (3) 学生は、半額とする。

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 なかのとから

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ヨツフジ イッセイ 四藤 一成		無
副理事長	イケダ ヨシタカ 池田 宜貴		無
副理事長	オオシマ ヒロフミ 大島 浩文		無
理事	ヤマダ タクミ 山田 卓未		無
理事	キタノ チエミ 北野 千恵美		無
監事	サカイ さゆり 坂井 さゆり		無
監事	カネヒラ イサオ 金平 勲		無

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

中能登町は、少子高齢化等により人口の減少が進展し、人出不足が深刻化し、基盤産業の衰退を招き、若者をはじめとした人口流出に拍車をかける悪循環に陥っており、能登半島地震の後遺症も懸念される。

そのような中で、子どもの頃からデジタル技術に触れ未来技術に関心を持ち、身に着けることで、地域に居ながら従業または起業創業しながら生活し続けられる可能性について保護者や子供たちに知ってもらうことで、地方定住に繋がることを期待する。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくことと、地域全体へ活動を広げていくために他地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからである。また当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えた。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的には中能登地域をはじめ能登半島、県内全域の地域活性化に資するさまざまな事業を展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考える。

2 申請に至るまでの経緯

令和2年11月	デジタルデバイド解消を図るデジタル活用支援員活動の開始
令和4年10月	デジタルアカデミーの設立
令和5年3月	アカデミーセミナーの取組み
令和5年12月	小学生親子デジタル体験会プレイベントの開催
令和6年3月	小学生親子デジタル体験会の開催
令和6年3月	会員間で法人化の意思確認
令和6年4月	設立総会

令和6年4月30日

特定非営利活動法人なかのとから

設立代表者 住所又は居所

石川県金沢市上安原2丁目153番地

氏名 四藤 一成

(法第10条第1項第7号関係)

設立初年度 事業計画書

法人成立の日から 令和6年 7月 31日まで

特定非営利活動法人なかのとから

1 事業実施の方針

地域社会に対して、地域活性化に資する事業を行い、社会課題の解消と地域の発展に寄与する事業に取り組む。設立初年度は、そのための事前の準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
地域社会の活性化に資する人材育成事業	本年度は実施せず					
地域社会の活性化に資する交流事業	本年度は実施せず					
地域社会の活性化に資するサービス開発事業	本年度は実施せず					
地域社会の活性化に資する普及啓発事業	本年度は実施せず					

(2) その他の事業

無し

(法第10条第1項第7号関係)

令和6年度 事業計画書

令和6年 8月 1日から 令和7年 7月 31日まで

特定非営利活動法人なかのとから

1 事業実施の方針

地域社会に対して、地域活性化に資する事業を行い、社会課題の解消と地域の発展に寄与する事業に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
地域社会の活性化に資する人材育成事業	デジタル体験会の実施	通年	中能登	5人	小学生 20人	200
地域社会の活性化に資する交流事業	地域社会の活性化勉強会を開催	通年	中能登	5人	不特定多数	100
地域社会の活性化に資するサービス開発事業	地域資源を活用したサービスの開発	通年	中能登	5人	地域住民	100
地域社会の活性化に資する普及啓発事業	SNS等での普及啓発を実施	通年	中能登	5人	地域住民	100

(2) その他の事業

無し

設立初年度 活動予算書
 法人成立の日から令和6年7月31日まで

特定非営利活動法人なかのとから
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費 (入会金含む)	0	
賛助会員受取会費 (入会金含む)	0	
		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4 事業収益		
受託事業収益	0	
		0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		0
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
外注費	0	
広告宣伝費	0	
交際費	0	
旅費交通費	0	
通信費	0	
消耗品費	0	
その他経費計	0	
事業費計		0
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
事務費	50,000	
支払利息	0	
その他経費計	50,000	
管理費計		50,000
経常費用計		50,000
当期経常増減額		-50,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
2 役員借入	50,000	
経常外収益計		50,000
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	0
2 役員返済	0	0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和6年度 活動予算書

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで

特定非営利活動法人なかのとから

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (入会金含む)	260,000		
賛助会員受取会費 (入会金含む)	10,000		
		270,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
受託事業収益	400,000		
		400,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			670,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
外注費	200,000		
広告宣伝費	50,000		
交際費	20,000		
旅費交通費	70,000		
通信費	20,000		
消耗品費	120,000		
その他経費計	500,000		
事業費計		500,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
事務費	50,000		
支払利息	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計		550,000	
当期経常増減額			120,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
2 役員借入		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
2 役員返済		50,000	
経常外費用計			-50,000
税引前当期正味財産増減額			70,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			70,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			70,000